

議案第52号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

介護補償の限度額及び障害補償年金の支給停止期間の算定に用いる利率を改める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「16万5,150円」を「16万6,950円」に改め、同項第2号中「7万790円」を「7万2,990円」に改め、同項第3号中「8万2,580円」を「8万3,480円」に改め、同項第4号中「3万5,400円」を「3万6,500円」に改める。

付則第4条第5項及び第6項中「100分の5」を「災害発生日における法定利率」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

- 3 適用日から改正後の条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の第12条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する改正後の条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。